消費者の皆さまからよくある質問（前払式支払手段編）

Q1. 前払式支払手段とはなんですか。

商品券やプリペイドカード（磁気型、IC 型）のようにあらかじめお金を支払っておき、お買い物などの支払に使用することができるものを「前払式支払手段」といいます。
商品券やプリペイドカードの他にカタログギフト券、ネット上で使用できるプリペイドカード等があります。

Q2. どのような会社が前払式支払手段を発行しているのですか。

前払式支払手段はどのような会社でも発行できますが、発行の状況に応じて内閣総理大臣への届出や登録が義務付けられています。発行者のお店でしか使えない前払式支払手段（自家型）については、前払式支払手段の発行額から既に使用された金額を差し引いた金額（未使用残高）が 1000 万円を超えた場合の届出が義務付けられており、発行者以外のお店でも使える前払式支払手段（第三者型）については、発行の前に登録が義務付けられています。

Q3. 前払式支払手段に有効期限はありますか。

有効期限があるものとないものがあります。ある場合は商品券やプリペイドカードに表示されています。ネット上で使えるプリカの場合は発行者のウェブサイトにて確認ができます。いずれも有効期限を過ぎると使えなくなるので注意が必要です。

Q4. 前払式支払手段の利用可能金額の上限はありますか。

資金決済に関する法律（以下、資金決済法という。）には利用可能金額の上限は定められていませんが、商品券やプリペイドカード、ネット上で使えるプリカ等にはその上限額を表示することになっています。

Q5. サーバ型前払式支払手段とはどのようなものですか。

金額情報が利用者の手元になく、発行者のコンピューター・サーバで管理されている前払式支払手段のことです。ネット上やコンビニで ID を購入し、利用するウェブサイトで ID を入力して使用するタイプが一般的です。

Q6. ポイントは前払式支払手段に含まれますか。

量販店で買い物をしたときにもらえるような「おまけ」のポイントは前払式支払手段に含まれませんが、お金を支払って取得するポイントは前払式支払手段に含まれます。

Q7. 前払式支払手段の残高はどうやって確認するのですか。

残高の確認方法は各前払式支払手段で異なります。一般的に、磁気型のプリペイドカードは残高の印字や券面のパンチ穴で、IC 型のプリペイドカードは利用店舗の決済端末やチャージ機で、ネット上で使えるプリカは発行者のウェブサイトで確認できます。

Q8. 前払式支払手段を紛失・破損してしまいました。新しい前払式支払手段と交換できますか。

紛失・破損時の取扱いは発行者により異なります。紛失・破損時の取扱いについては約款（利用の際のルールを定めたもの）やウェブサイトで確認するか、発行者に問い合わせて確認しましょう。また、再発行される場合、手数料がかかる場合もあります。

Q9. 前払した資金は安全ですか。

資金決済法では、発行者に対して内閣総理大臣への届出や登録を義務付け（詳しくは Q2 参照）、また、発行者の破産等の万一の場合に備えて発行保証金の供託を義務付け、利用者の保護を図っています（詳しくは Q15 参照）。

Q10. 前払式支払手段はお釣りをもらえますか。

資金決済法では、前払式支払手段の払戻しは原則として認められていません。お釣りを出すことは利用金額の一部の払い戻しにあたります。ただし利用者保護の観点から、例外的に払い戻しをすること（お釣りを出すこと）もありますので、発行者に確認してください。

Q11. 前払式支払手段の払戻しとはどのようなことですか。

前払式支払手段を使用するためにあらかじめ支払ったお金を発行者から返してもらうことです。資金決済法では払戻しは原則禁止されていますが、前払式支払手段の発行業務を廃止したとき等は利用者保護の観点から払戻しを義務付けています。

Q12. 前払式支払手段の払戻手続のなかで、払戻しの期間は発行者が自由に決められるのですか。

発行者は、払戻しの際は 60 日以上の払戻し申出期間を設定する必要があります。なお、払戻しが実施される場合は、新聞広告や発行者のすべての営業所や利用店舗に払戻しについての手続きや払戻期間（60 日以上）の掲示を行うことになっています。

Q13. 前払式支払手段の払戻期間中に払戻しの申し出をするのを忘れました。どうすればよいですか。

払戻手続きの払戻期間内に払戻しの申出をしなかった保有者は除斥（Q14 参照）され、この手続きによる払戻しを受けることができなくなり、利用もできなくなります。しかし、

この手続きや除斥は資金決済法上のものであって、保有者が発行者に対して有する債権そのものが消滅するものではありませんので、発行者に問い合わせてみましょう。

Q14. 除斥とはなんですか。

払戻しにおける除斥とは、払戻期間内に払戻しの申出をしなかった保有者について払戻しを請求する権利を消滅させることをいいます。

Q15. 発行者が破産した場合、前払いした資金はどうなりますか。

発行者は、前払式支払手段の発行額から既に使用された金額を差し引いた金額（未使用残高）が 1000 万円を超えた場合、未使用残高の 1/2 以上を発行保証金として供託することが義務付けられており、発行者が破産した場合でも保有者は発行保証金から優先的に還付（Q16 参照）を受けられます。

Q16. 還付とはどのようなことですか。

発行者が破産した場合、発行保証金をもとに前払したお金を利用者に利用者に優先的に戻すという手続きが取られることになっています。これを発行保証金の還付といいます。なお、還付手続きや還付請求の申出期間（60 日以上）は官報で公示されます。